

岩手県告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料の収納に関する事務を令和元年5月27日次の者に委託した。

令和元年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都千代田区紀尾井町3番12号	弁護士法人一番町綜合法律事務所